

所得税控除額一覧

※住民税の控除額は一部異なります。

所得控除	控除額																																																												
社会保険料控除	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金等の保険料（給与から控除されるものを含む）について、支払った金額 （注）年金特別徴収（年金からの天引き）によって支払われた保険料等は、年金支払報告書により市役所へ別途報告されますので、含めないでください。																																																												
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金の企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金について、支払った金額																																																												
生命保険料控除	一定の方法により計算した一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の控除額の合計額（合計12万円が限度）																																																												
地震保険料控除	支払保険料の金額に応じた一定の控除額（5万円が限度） （注）旧長期損害保険料は15,000円が限度																																																												
障害者控除	障害者1人につき ⇒ 27万円 特別障害者1名につき ⇒ 40万円 同居特別障害者1名につき ⇒ 75万円 （注）障害者控除は、年少扶養親族（16歳未満）の場合も適用されます																																																												
寡婦控除	27万円																																																												
ひとり親控除	35万円																																																												
勤労学生控除	27万円																																																												
配偶者控除 ・ 配偶者特別控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">受給者(本人)の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>90万円以下</th> <th>90万円超 95万円以下</th> <th>95万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者</td> <td>58万円以下</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者 (70歳以上)</td> <td>48万円</td> <td>32万円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">配偶者特別控除</td> <td>配偶者の合計所得金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>58万円超 95万円以下</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>36万円</td> <td>24万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）配偶者控除及び配偶者特別控除は、配偶者が事業専従者の場合にはいずれも適用なし （注2）配偶者特別控除は、配偶者が控除対象配偶者の場合は適用なし （注3）配偶者控除及び配偶者特別控除は、控除を受ける人の合計所得金額が1,000万円を超える場合にはいずれも適用なし （注4）配偶者特別控除は、配偶者自身が納税者として配偶者特別控除の適用を受けている場合には適用なし</p>				配偶者の合計所得金額	受給者(本人)の合計所得金額			90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 1,000万円以下	配偶者	58万円以下	38万円	26万円	13万円	老人控除対象配偶者 (70歳以上)	48万円	32万円	16万円	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額				58万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
		配偶者の合計所得金額	受給者(本人)の合計所得金額																																																										
90万円以下			90万円超 95万円以下	95万円超 1,000万円以下																																																									
配偶者	58万円以下	38万円	26万円	13万円																																																									
	老人控除対象配偶者 (70歳以上)	48万円	32万円	16万円																																																									
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額																																																												
	58万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円																																																									
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円																																																									
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																									
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																									
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																									
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																									
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																									
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																										
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																										
扶養控除	一般の扶養控除（16歳以上で下記以外のもの） ⇒ 38万円 特定扶養親族（19歳以上23歳未満） ⇒ 63万円 老人扶養親族（70歳以上） ⇒ 48万円 （このうち、同居老親等） ⇒ 58万円 （注1）扶養親族が事業従事者の場合は適用なし （注2）令和7年分から被扶養者の合計所得金額の要件が48万円以下から58万円以下に変更になりました																																																												

年末調整や申告の際は、控除誤り等にご注意ください。



所得控除	控除額	
特定親族特別控除	特定親族の合計所得金額	控除額
	58万円超 85万円以下	63万円
	85万円超 90万円以下	61万円
	90万円超 95万円以下	51万円
	95万円超 100万円以下	41万円
	100万円超 105万円以下	31万円
	105万円超 110万円以下	21万円
	110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円	
120万円超 123万円以下	3万円	
基礎控除	本人の合計所得金額	控除額
	132万円以下	95万円
	132万円超 336万円以下	88万円
	336万円超 489万円以下	68万円
	489万円超 655万円以下	63万円
	655万円超 2,350万円以下	58万円
	2,350万円超 2,400万円以下	48万円
	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	2,450万円超 2,500万円以下	16万円
	2,500万円超	0円

令和7年分から始まった控除です！

生計を一にする平成15年1月2日～平成19年1月1日に生まれた人（特定親族）のうち、合計所得金額が58万円超123万円以下のものがある場合の控除です。

基礎控除額額が変わりました！

令和7年分の合計所得金額が2,350万円以下の納税者について、基礎控除額が昨年と変更になりました。

給与支払報告書等のeLTA X等での提出について

令和9年1月以降より電子提出の基準が100枚以上から30枚以上に変更となります

・令和9年1月以降に提出する給与支払報告書から、基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更されます。令和7年中(基準年)に提出する給与支払報告書が30枚以上となった事業所や個人授業主の方は、令和9年は紙ではなくeLTA Xもしくは光ディスク等による電子提出が必要ですので、お早目の準備をお願いいたします。

（※30枚以下の事業所についてもeLTA Xでの給与支払報告書の提出をおすすめします。）

個人住民税の特別徴収税額通知の受取方法について

特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データ（正本）での受取ができます。

・電子データでの受取が従来の紙での受取かをお選びいただけます。
※電子データでの受取のためには、従業員に電子的に配布するための体制が必要です。

電子データを受け取るための条件

・eLTA Xを経由して、給与支払報告書を提出している特別徴収義務者であること。

年末調整に関する書類は、種子島税務署及び市役所税務課に備え付けてあります。

年末調整の内容に関することは、国税庁ホームページをご覧ください。種子島税務署(Tel.22-0440)へお問い合わせください。